

2023 年度 日本学生支援機構 第二種貸与奨学金の新規出願【二次採用】

◎概要について

現在、第二種奨学金の貸与を受けていない者のうち、2023 年度中に休学し、ボランティアに参加する等（学びの複線化）の活動を行う者で、在学学校長がその休学期間の活動が有意義であると認めた者については、第二種奨学金の出願をすることができます。出願を希望する方は、期日までに学生課へご連絡ください。

1. 対象者

(1)対象学種

学部生、大学院生

(2)対象学年

全学年

(3)対象者の要件

以下の①～④の要件を全て満たすことが必要です。

- ① 第二種奨学金の基準（人物・学力・家計）を満たしている者
・ 第一種奨学金の貸与を受けている者は、併用貸与の基準を満たしている必要があります。
- ② 出願時において、第二種奨学金の貸与を受けていない者
- ③ 2023 年度中に休学しボランティアに参加する等（学びの複線化）の活動を行っているまたは活動を行う予定のある者
・ 出願時に当該活動を行っていない場合は、通常の在学採用に申し込んでおくことで、今年度中に休学し、当該活動を開始する時に「休学时奨学金継続願」の手続きをすることができます。
・ 出願時において既に活動が終了している者は対象外です。
- ④ 当該休学期間の活動が、「社会的貢献活動」「専攻分野のプラスになる」「自己の人間形成に役立つ」など有意義であること、および奨学金貸与の必要性を在学学校長が認める者

2. 貸与期間

(1)貸与始期

当該休学期間における活動開始年月（2023 年 10 月～2024 年 3 月）

※活動開始年月が 2023 年 9 月であっても貸与始期は 2023 年 10 月となります。

(2)貸与終期

原則として卒業予定期

※当該休学期間における貸与期間は、最大 1 年間です。

- ・ 貸与始期から 1 年経過後において、引き続き休学する場合は、「休学中奨学金採用願」の活動期間および休学期間に基づき、日本学生支援機構において休止処理が行われます。なお、復学後に復活を希望する場合は、異動願（届）の提出が必要です。

※当該休学期間後に卒業予定期が延長となる場合は、当該事由による第二種奨学金貸与期間延長手続きを行うことにより、最大で1年間貸与期間を延長することができます。

※当該休学による貸与期間は、修業年限に入ります。ただし、本取扱いにより休学中に第二種奨学金を貸与する期間については、第一種奨学金および給付奨学金の修業年限には入りません。

※貸与中に奨学金が不要となった場合は、辞退の手続きが可能です。

3. 貸与金額

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/kingaku.html

◎ 出願を希望する方

■ 学生課へ下記期日までにご連絡ください。

○ 申し出期日：

2023年10月13日（金）16：00まで 【期限厳守】

【本件に関するご相談・問合せ先】

南山大学 学生課奨学金係（平日9：00～17：00）

E-mail：scholarships-s@nanzan-u.ac.jp

Phone：052-832-3118